

# 令和7・8年度 入札参加資格審査申請書 作成上の注意事項

## 【建設工事】当初申請

広島県府中市

### ● 共通事項

- (1) 様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。  
ただし、府中市に送付する書類については、所定の様式と同様の内容である場合は任意様式での提出も認めます。
- (2) 提出日又は発送日を基準日として作成してください。
- (3) 電子申請者は、広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会による「令和7・8年度建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」及び府中市による「提出要領」を参考に申請を行ってください。
- (4) 書面申請者は、府中市による「提出要領」を参考に申請を行ってください。

### ● 電子申請における申請項目・添付書類等（広島県へ提出）

- (1) 次に定める申請様式については、電子入札等システムで別途定める様式により必要情報を入力し、必要なファイルを添付して送信してください。
  - ①会社基本情報 [情報入力]
  - ②営業所情報 [情報入力]
  - ③消費税及び地方消費税の電子納税証明書（紙の納税証明書を添付される場合は不要です。） [添付ファイル]
- (2) その他の必要な書類・添付書類については、別途郵送または持参により提出してください。

### 1. 送信完了兼受付票

- (1) 電子申請する場合に必要です。
- (2) 電子申請の最後の送信完了画面において印刷できます。

※【電子申請の場合は広島県と府中市に送付】

### 2. 入札参加資格審査申請書【府中市様式第1号】

- (1) 書面申請する場合に必要です。
- (2) 申請年月日は、提出年月日又は発送年月日を記入してください。
- (3) 代表者の実印を押印してください。
- (4) 「13 入札参加資格の審査を希望する業種」について
  - ①建設業の許可業種のうち、府中市の入札参加資格審査を希望する業種のみを

記入してください。

- ②「一般」の場合は「1」を、「特定」の場合は「2」を記入してください。
- (5) 「14 現在の建設業の許可番号」について
- ①「大臣・知事コード」欄は、大臣(00)又は広島県知事(34)等の数字を記入してください。
- ②「許可番号」欄は右詰で記入してください。
- ③「許可年月日」の欄は、「504年07月15日」のように記入してください。  
(年の最初の数字は、平成→4、令和→5で記入してください)
- (6) 「15 経営事項審査申請書記載の許可番号」の欄は、提出する経営事項審査の総合評定値通知書等に記載の許可番号と現在の許可番号が異なる場合にのみ記入してください。
- (7) 「府中市排水設備指定工事店」の指定を受けている場合は、登録番号を記入してください。

※【電子申請の場合はシステムで必要情報を入力】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

### 3. 建設業許可証明書又は建設業許可通知書（写し）

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写しを添付してください。
- (2) 更新中の場合は、それを証する書面の写しを添付してください。
- (3) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたものの写しを添付してください。

※【電子申請の場合、更新中の場合のみ広島県に送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

### 4. 営業所一覧表【府中市様式第2号】

- (1) 本店代表者より委任がある場合に必要です。
- (2) 府中市との契約締結権限を有する営業所について記入してください。
- (3) 営業所が許可を受けた建設業の種類のうち入札参加資格の審査を希望する業種を記入してください。(1：一般、2：特定) (電子申請の場合、システムへの入力情報と府中市様式への記載情報は異なります。)

※【電子申請の場合はシステムで必要情報を入力し、府中市へ府中市様式第2号を送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

### 5. 委任状【府中市様式第3号】

- (1) 本店代表者より委任をする場合に必要です。
- (2) 委任者印鑑は実印を、受任者印鑑は受任先営業所印等を押印してください。

※【府中市に送付】

## 6. 専任技術者証明書（写し）

- (1) 建設業法第7条第2項及び同法第15条第2号の規定により配置していることを証する書面の写しを添付してください。
- (2) 委任がある場合は、委任先営業所の専任技術者について配置していることを証する書面の写しを添付してください。

※【府中市内に本店又は営業所がある場合のみ府中市に送付】

## 7. 経営事項審査結果通知書（写し）

- (1) 管轄行政庁が発行した経営事項審査の総合評定値通知書の写しを添付してください。
- (2) 審査基準日が有効期限内（1年7ヶ月）で最新のものを添付してください。

※【書面申請の場合のみ府中市に送付】

## 8. 誓約書【府中市様式第4号】

本店代表者を記入し、実印を押印してください。

※【府中市に送付】

## 9. 印鑑証明書（原本又は写し）

申請日の3ヶ月前の日以降に発行された原本又は写しを添付してください。

※【府中市に送付】

## 10. 技術職員名簿【府中市様式第5号】

- (1) 府中市内に本店又は契約権限等を有する営業所等（支店等）がある場合に必要です。
- (2) 申請日において、申請者が常時雇用している技術者を記入してください。
- (3) 技術者名を記入し、該当する資格区分に○を付してください。  
なお、監理技術者の場合は◎を付してください。
- (4) 「技術士法」、「職業能力開発促進法」欄は、【参考2】「有資格区分表」を参考に該当する入力コードを記入してください。
- (5) 「建設業法第7条第2号イ又はロ」に該当する場合は、「実務経験」欄に「イ」又は「ロ」を記入し、実務経験年月数を記入してください。

※【府中市内に本店又は営業所がある場合のみ府中市に送付】

## 11. 使用印鑑届【府中市様式第6号】

実印と異なる印鑑を契約締結等に使用する場合に必要です。

※【府中市に送付】

## 12. 振込口座登録依頼書【府中市様式第7号】

前回申請時と変更がない場合も必要です。

※【府中市に送付】

### 1 3. 商業登記簿謄本（原本又は写し）

- (1) 法人のみ提出してください。
- (2) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行された原本又は写しを添付してください。

※【書面申請の場合のみ府中市に送付】

### 1 4. 府中市税完納証明書（原本）

- (1) 府中市に納税義務がない場合は提出不要です。
- (2) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行された原本を添付してください。
- (3) 法人の市税完納証明書の他に、法人の代表者個人が府中市に納税義務がある場合は、代表者個人の市税完納証明書が必要となります。

#### ①電子申請者

- ア. 広島県に送付 **法人**の市税完納証明書（個人経営の場合は、代表者の市税完納証明書）
- イ. 府中市に送付 **法人代表者個人**の市税完納証明書（個人経営の場合は、送付不要）

#### ②書面申請者

- ・府中市に送付 法人の市税完納証明書（個人経営の場合は、代表者の市税完納証明書）  
法人代表者個人の市税完納証明書

- (4) 府中市税の完納証明書の交付申請については、下記を参考に手続きをしてください。

#### ①証明書を交付申請できる人

- ア. 個人 府中市に住民登録のある者又は府中市に納税義務のある者
- イ. 法人 府中市に納税義務のある者

#### ②証明書の交付申請場所

- ・府中市役所税務課市民税係

#### ③証明手数料

- ・1枚 300円

#### ④証明書の交付申請に必要なもの

- ア. 個人の証明書が必要なとき
  - ・窓口に申請に来る人の運転免許証等の身分証明書を持参してください。
  - ・代理人が申請するときは、委任の旨を証する委任状が必要となります。
- イ. 法人の証明書が必要な場合
  - ・窓口に申請に来る人の運転免許証等の身分証明書を持参してください。
  - ・代理人が申請するときは、委任の旨を証する委任状が必要となります。

#### ⑤証明についてのお願い

- ・金融機関等からの納税後、一定期間は納税の確認ができませんので、納税後2週間以内に証明書の交付申請をされる場合は「領収証」等を持参してください。
- ・口座振替を利用されている方で、振替後1週間以内に証明書の交付申請をされる場合は、振替済金額が記帳された通帳を持参してください。

⑥証明書の交付申請についての問い合わせ先

府中市役所総務部税務課市民税係 Tel (0847) 44-9126

## 15. 消費税及び地方消費税の納税証明書(原本又は写し)

- (1) 納税地を管轄する税務署が発行する納税証明書その3、その3の2、その3の3(国税通則法施行規則別紙第9号書式)又はその写しを提出してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても納税証明書その3(消費税及び地方消費税の未納がないこと)は発行されますので、証明書又はその写しを提出してください。
- (3) 電子納税証明書の取扱いについて
  - ①電子申請の場合は、電子申請入力項目に上記(1)又は(2)の納税証明書データを添付する項目がありますので、電子納税証明書データを保存したCD-R等の送付は不要です。
  - ②書面申請の場合は、「電子納税」と記入したCD-Rに電子納税証明書データを保存して提出してください。
- (4) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行された納税証明書を提出してください。

※【電子申請の場合は広島県に送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

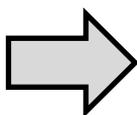
### 《税務署からのお願い》

お手持ちのパソコンからe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできる  
**電子納税証明書(PDF)がとても便利です**ので、ぜひご利用ください。

～メリット

- 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取まで可能
- 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**使用可能
- 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷可能

納税証明書(PDF)の  
請求は**こちらから**



[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei\\_index.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

## 16. 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し

- (1) 加入している方のみ提出してください。
- (2) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたものの写しを添付してください。
  - ※【電子申請の場合は広島県に送付】
  - ※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 17. ISO14005 準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し

- (1) 広島県内の建設業法上の営業所等が、認証取得している方のみ提出してください。
- (2) 申請日時点で有効なものに限ります。
- (3) 経営事項審査の総合評定知通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
  - ※【電子申請の場合は広島県に送付】
  - ※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 18. 建設キャリアアップシステム（CCUS）事業者登録関係の写し

- (1) 登録されている方のみ提出してください。
- (2) 広島県電子自治体推進協議会電子入札運営部会による「令和7・8年度建設工事等の入札参加資格審査電子申請の手引き」7ページの番号7、8、9に該当する書類を提出してください。
  - ・システムログイン後の「事業者情報」画面の写し
  - ・技能者一覧表
  - ・登録技能労働者数が確認できる書類の写し
  - ※【電子申請の場合は広島県に送付】
  - ※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 19. 障害者雇用状況報告書の写し等

- (1) 広島県内に主たる営業所を有する方が対象となります。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者を雇用する義務のある者が、障害者法定雇用率（2.5%）を達成した場合は、公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを提出してください。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上を直接的かつ恒常的に雇用している場合は、確認できる書類を提出してください。（①②両方必要、ともに写しで可）
  - ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等
  - ②本人の健康保険証等
  - ※【電子申請の場合は広島県に送付】
  - ※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 20. 広島県アダプト活動認定団体の認定証の写し

(1) 認定されている方のみ提出してください。

※【電子申請の場合は不要】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 21. 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証の写し

(1) 登録されている方のみ提出してください。

※【電子申請の場合は不要】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 22. 消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し

(1) 広島県内に主たる営業所を有する方が対象となります。

(2) 県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合は、認定証明書の写しを提出してください。

(3) 別添の「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。

認定等に関する問い合わせは各市町へお願いします。

※【電子申請の場合は広島県に送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 23. 協力雇用主登録証明書の写し

(1) 広島県内に主たる営業所を有する方が対象となります。

(2) 犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合は、登録証明書の写しを提出してください。

(3) 証明書発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可) 交付申請書に必ず返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。

〒730-0012 広島市中区上八町堀 2-31 広島法務総合庁舎内  
広島保護観察所 処遇部門 宛

※登録等に関するお問合せ先 広島保護観察所 電話 082-221-4651

※【電子申請の場合は広島県に送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 24. 暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し

(1) 広島県内に主たる営業所を有する方が対象となります。

(2) 公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合は、登録を証する書面の写しを提出してください。

※登録等に関するお問合せ先

(公財) 暴力追放広島県民会議 電話 082-511-0110

※【電子申請の場合は広島県に送付】

※【書面申請の場合は府中市に送付】

## 25. 府中市で創業したことが確認できる証明書等（原本又は写し）

- (1) 契約締結権限を有する営業所（支店等）の所在地が府中市内であり、市内業者としての認定を希望する場合に必要となります。
- (2) 商業登記簿謄本、法人設立登記申請書又は法人設立届出書等、府中市で創業（法人設立）したことが確認できる証明書や届出書（申請先の受付印等があるもの）の原本又は写しを添付してください。
- (3) 上記以外で証明となりうるものがある場合は、申請前にご相談ください。

※【該当者のみ府中市に送付】

## 26. 営業所の建物が自社所有であることを確認できる証明書等（原本又は写し）

- (1) 契約締結権限を有する営業所（支店等）の所在地が府中市内であり、市内業者としての認定を希望する場合に必要となります。
- (2) 建物登記簿謄本（原本又は写し）又は固定資産課税台帳登載事項証明書（原本）を添付してください。
- (3) 申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたものを添付してください。

※【該当者のみ府中市に送付】

## 27. 府中市排水設備指定店登録証の写し

登録を受けている場合は、登録証の写しを添付してください。

※【該当者のみ府中市に送付】

## 28. 受付返信用封筒又ははがき

- (1) 府中市が申請書類を受付したかの確認を希望する場合に添付してください。
- (2) 封筒の場合は、110円切手を貼り、宛先を記入し、「参考様式A」に必要事項を記入の上、添付してください。（受付票を独自に作成している場合はそちらをご使用ください。）
- (3) はがきの場合は、85円切手を貼り、宛先を記入し、裏面へ「参考様式B」に必要事項を記入の上、印刷したものを添付してください。（裏面を独自に作成している場合はそちらをご使用ください。）